

欧州連合（EU）におけるサステナビリティ報告基準に関する動向（CSRD 案を中心に）

ASBJ 専門研究員 きりはら わか
桐原 和香

I はじめに

欧州委員会（EC）は、2021年4月21日に、特定の大規模事業・グループの非財務情報開示指令（Non-Financial Reporting Directive、以下「NFRD」という。）を改正する取組みの一環として、既存の4つの法律を改正する企業サステナビリティ報告指令案（Corporate Sustainability Reporting Directive、以下「CSRD案」という。）を公表した¹。ECは、2022年12月1日までに欧州連合（EU）加盟国の国内法制化を経て、2023年1月1日以後に開始する事業年度からCSRD案に基づく新たな報告基準を適用することを提案している。

本稿では、CSRD案のうち、企業の非財務報告に関連する部分と、ECが想定していると思われる新たな非財務報告基準の方向性を紹介する。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

II CSRD 案公表の経緯

ECは、サステナブルファイナンス、すなわち、投資の意思決定において、環境・社会・ガバナンス（ESG）を考慮しながら経済成長を支援するための金融の実現に向け、2018年3月にアクションプランを公表し、また、アクションプランの1つであるサステナビリティに関する情報開示の強化と会計基準の影響の評価を進めてきた²。

EUでは、2014年にNFRDが採択され（2018年から施行）、社会的影響度の高い大企業³に対し、非財務情報の開示を求めている。また、より有用な非財務情報の開示を促進するため、2017年にNFRDが要求する開示事項の内容を補足した拘束力のない非財務情報ガイドライン（Guidelines on non-financial information）が公表されている。

しかしながら、企業が報告する情報が、投資家をはじめとする利害関係者のニーズを満たしておらず、情報が開示されている場合でも、開

1 https://ec.europa.eu/info/publications/210421-sustainable-finance-communication_en#csrd

2 https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/banking-and-finance/sustainable-finance/overview-sustainable-finance_en

3 平均従業員数が500人を超える上場企業、銀行、保険会社等。

示場所が企業により異なり利用者が容易に見つけることができず、また、企業間の比較可能性・信頼性に乏しく、報告書の質の低下は説明責任の乖離を招くおそれがあるという懸念が生じていた。

そこで、NFRD を改正する取組みとして、次の3つの作業が並行して行われた。

1. 欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) による、非財務報告基準開発に向けた準備作業

ECは、非財務報告に関する現状分析を行い、EUの非財務報告基準を開発する場合にはどのような内容とすべきかについてECに提言を行うことを、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)⁴ に委任した。EFRAGは、2020年9月、EFRAG内に現フランス国家会計基準局 (ANC) の代表である Patrick de Cambourg 氏を議長とする非財務報告基準に関するプロジェクト・タスクフォース (PTF-NFRS) を設置した。

EFRAGは、2021年3月8日に委任事項に関する最終報告書を公表し、EUの非財務報告基準を開発すべきである旨をECに回答している。EFRAGが提言する、EUの非財務報告基準の概要は以下のとおりである。

なお、基準は一度にすべて完成させるのではなく、3段階に分けて開発作業を行うことが提案されており、最初は概念フレームワークや核となる全セクター共通の開示基準が公表され、その後、セクター別や中小企業特有の基準が公表される予定である。

(1) 2つの包括的原則

① 原則主義

これまでの開示に関する規則と同様、原則主義を採用する。

② マルチステークホルダー

報告書の利用者として、投資家を中心とした市場関係者よりも広範な、従業員や市民社会などを含むマルチステークホルダーを対象とする。

(2) 5つの基本方針 (ビルディング・ブロック)

① サステナビリティ情報の開示拡充のモメンタム (勢い) の促進

② 金融機関特有の開示への対応

③ 中小企業のサステナビリティ情報開示への対応

④ セクター別開示の導入

⑤ 財務諸表で認識されない無形項目 (Intangibles) の開示の拡充

(3) 基準開発にあたり考慮すべき事項

① EU及びグローバルでのサステナビリティ政策における優先事項

② 高品質なサステナビリティ報告基準を維持するための概念フレームワークの開発

③ 短期、中期、長期の時間軸の考慮と将来予測情報への対応

④ 財務報告との整合性、結合性への対応

⑤ ダブル・マテリアリティの原則の明確化 (本稿Ⅲ3. (1)参照)

(4) 基準構造

比較可能性を改善するため、基準の構造 (architecture) は、3層構造 (全セクター共通、セクター別、企業別) とする。

4 EFRAGの現在のミッションは、財務報告の分野における欧州の見解を策定・推進し、これらの見解が国際会計基準審議会 (IASB) の基準設定プロセスや関連する国際的な議論において適切に考慮されるようにすることで、欧州の公益に貢献することである。EFRAGは、新規発行又は改訂されたIFRS基準がIAS規則の基準を満たしているかどうか、EUでの使用を承認するかどうか、承認することが欧州の公益につながるかどうかなどについて、最終的にECに助言を行う。<https://www.efrag.org/About/Facts>

(5) 開示内容

開示内容は、2つの構成を目標としている。

- ① 経営者の意思決定と成果を、戦略・実行・パフォーマンス指標という観点から説明する。
- ② ESG項目のテーマごとに、企業のサステナビリティへの取組みを説明する。

(6) 開示媒体

企業は、すべての情報を経営報告書にデジタル形式で開示することとされ、経営報告書の一部ではない別の報告書により開示することは認められない。

2. EFRAG のガバナンス及び資金調達の変更の検討

ECは、EFRAGが非財務報告基準を開発する任務を将来的に担う場合に必要となる、EFRAGのガバナンス及び資金調達の変更を検討する任務をEFRAG議長のJean-Paul Gauzès氏に依頼し、同氏は、2021年3月8日に最終報告書を公表した。

報告書によれば、現在の財務報告基準のための組織から独立した、強固なガバナンスとデュー・プロセス、持続可能な資金調達体制を有する、非財務報告基準のための組織を新たに設立することが必要であるとしている。

3. ECによるNFRDの改正に向けた対応

ECは、EFRAGからの最終報告書や利害関係者との対話を踏まえ、4月21日にCSRD案を公表した。

III CSRD案の概要

CSRD案の概要を以下に示すが、CSRD案の全文については、ECのウェブサイト⁵を参照されたい。

CSRD案は、既存の以下の4つの法律の改正を提案している。

- Directive 2013/34/EU
特定種の事業の年次財務諸表、年次連結財務諸表及び関連報告書に関する指令（会計指令）
- Directive 2004/109/EC
上場証券の発行者についての情報の透明性に関する指令（透明性指令）
- Regulation (EU) No 537/2014
社会的影響度の高い事業体の法定監査に関する特別な要求事項に関する規則（監査規則）
- Directive 2006/43/EC
年次財務諸表及び連結財務諸表の法定監査に関する指令（監査指令）
まず、会計指令を改正し、「非財務」ではなく、「サステナビリティ」という用語を使用したうえで（本稿Ⅲ5.参照）、サステナビリティ報告に関する新規定を追加する。次に、サステナビリティ情報の監査（第三者保証）に対応するため、監査規則と監査指令を改正する。最後に、透明性指令を改正し、サステナビリティ報告の義務の範囲を、下記Ⅲ1.に示すとおり拡大するとともに、これらの企業のサステナビリティ報告に対する監督体制を明確にする。
主な提案内容は、以下のとおりである。

1. 開示が強制される企業の範囲を拡大

ECは、CSRD案の対象を、NFRDから拡大し、すべての大規模企業⁶及びすべての上場企

5 https://ec.europa.eu/info/publications/210421-sustainable-finance-communication_en#csrd

業（上場零細企業を除く）と提案している。現在の対象企業がそもそも少なく（約11,000社）、投資家保護の観点から、中小企業の適切なサステナビリティ情報にアクセスできることは重要であり、また、サステナビリティ情報を開示していない上場中小企業は、投資のポートフォリオから除外されるリスクがあり、このようなリスクは金融システム全体でサステナビリティ情報の重要性が高まるにつれ大きくなる可能性があるためである。

ただし、ECは、中小企業の負担を減らすために、中小企業向けの基準を別途開発することを検討しており、また、基準の適用時期は、他の企業の適用開始日から3年後と提案している。

一方、非上場の中小企業に対しては、開示は強制されないが、金融機関や大企業からサステナビリティに関する情報提供を求められる機会が増えていることから、任意適用を認める方針である。

2. 監査（第三者保証）の要求

ECは、サステナビリティ情報の正確性と信頼性を確保することを目的として、EU全体に初めてサステナビリティ情報に対する監査（保証）を義務化することを提案している。

(1) 段階的なアプローチによる導入

ECは、監査（保証）の水準について、将来的に財務報告と同等の水準にすることを目指しているものの、まずは「限定的保証」を求め、段階的に厳格な保証水準（合理的保証）に引き上げる、段階的アプローチをとることを提案している。

(2) 監査（第三者保証）の担い手の拡大

ECは、サステナビリティ報告を監査又は

保証する担い手について、加盟国がサステナビリティ保証サービスの市場を、独立した保証サービスプロバイダーに開放できると提案している。これは、加盟国が、財務情報に対する監査人以外の企業にサステナビリティ情報の保証を認めることを選択できることを意味している。

3. より詳細な要求事項の導入

サステナビリティ報告基準において、どの程度の開示を求めるかにつき、ECは、EUの基準は、現在開発されている国際的に認められた基準に必須の要素を取り入れることを目指すべきとしており、建設的な相互協力関係を築くため、サステナビリティ報告に関する基準やフレームワークを開発する既存の組織との対話を行っている。報告基準のコンバージェンスについて、ECは、気候関連財務情報開示に関するタスクフォース（TCFD）の提言を基にグローバルなサステナビリティ報告基準のベースラインを策定することを支持するとする一方で、EUの基準は、欧州グリーンディール政策やサステナビリティ関連開示規則（SFDR）、EUタクソノミー規則などの既存の法的枠組みと整合させる必要があるとしている。

(1) ダブル・マテリアリティの原則の明確化

サステナビリティ報告における重要性のアプローチにはいわゆる「シングル・マテリアリティ」といわゆる「ダブル・マテリアリティ」がある。前者は通常、投資家等の市場参加者の意思決定に有用な、例えば気候変動等に関連する事象が報告企業に与える影響を報告するというアプローチを指し、後者は報告企業に与える影響のみならず、報告企業が環境や社会に与える影響についても報告する

6 大規模企業とは、3つの基準値（①総資産2,000万ユーロ以上、②純売上高4,000万ユーロ以上、③年間の平均従業員数が250人以上）のうち、2つ以上の基準値を満たす企業をいう。

というアプローチを指す。

ECは、重要性の概念につき、「ダブル・マテリアリティ」を採用することを明確化している。企業はサステナビリティに関する事項が自社にどのような影響を与えるかを理解するために必要な情報と、自社のサステナビリティに関する事項が、人々や環境に与える影響を理解するために必要な情報を報告すべきであるとしている。

(2) 新たな要求事項

CSRD案では、企業が開示すべき情報について、財務諸表では認識されない無形項目や、報告する情報をどのように識別したのかという重要性の決定プロセス、SFDR及びEUタクソノミー規則に沿った情報等を提供することが新たに要求されている。

また、今後開発されるサステナビリティ報告基準が規定する内容領域として、以下が想定されている。

① 環境要因に関する情報

気候変動の緩和及び対応、水及び海洋資源、資源の利用及び循環経済、汚染、生物多様性及び生態系

② 社会要因に関する情報

機会均等と労働市場へのアクセス、労働条件、人権、基本的自由、民主的な原則及び基準

③ ガバナンス要因に関する情報

監督機関及びその人員構成、ビジネス倫理及び企業文化、事業の政治的関与、事業パートナーとの関係の管理及び質、企業の内部統制及びリスク管理システム

4. サステナビリティ報告における情報のタグ付け

ECは、企業がESEF規則⁷に従ってXHTML形式で財務諸表と経営報告書を作成し、今後開発するタクソノミーを使用したデジタル分類システムに従って、開示情報を強制的にタグ付けすることを提案している。ECは、企業が開示する財務情報及びサステナビリティ情報を集約するデータプラットフォームである、European Single Access Point (ESAP)の構築を進めており、2021年末までに具体案を提案予定である。これにより利用者はニーズに応じて容易に情報にアクセスし、利用することが可能となる。

5. 「サステナビリティ」の定義

CSRD案では「非財務」ではなく、「サステナビリティ」という用語が使用されているが、以下のとおり定義されている。

第1条(2)

「サステナビリティに関する事項」とは、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示規則(SFDR)の第2条(24)で定義されているサステナビリティ要因及びガバナンス要因を意味する。

SFDR 第2条(24)

サステナビリティの要因とは、環境、社会、従業員の事項、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止の事項を意味する⁸。

今回、「非財務」から「サステナビリティ」という用語に変更した理由として、ECは、多くの利害関係者は、「非財務」という言葉は、問題となる情報が財務に関連しているケースがますます増えているにもかかわらず、財務に関連していないことを意味するため、不正確だと

7 委任規則(EU)2018/815により制定された欧州単一電子フォーマット(ESEF)。

8 なお、CSRD案第19条bにおいて、環境、社会、ガバナンス要因について、各々開示すべき情報を規定している。

考えている、としている。そこで、この分野の多くの関係者は、「サステナビリティ情報」と呼んでいるため「非財務情報」の代わりに「サステナビリティ情報」という用語を使用することが望ましく、会計指令は、この用語の変更を考慮して修正されるべきとしている。

6. スケジュール

前述のとおり、EUはEFRAGに対して、非財務報告基準開発に向けた準備作業を委任し、EFRAGは最終報告書の中で非財務報告基準の方向性を提言した（本稿II.1. 参照）。ECは提言内容を踏まえ、EFRAGに具体的な非財務報告基準を開発する任務を正式に与えている。

EFRAGは、今後、EUの非財務報告基準を開発するために必要な新しい審議会の設置等のガバナンス構造の変更を行い、PTF-NFRSの提言を踏まえた、具体的な報告基準の開発に着手する。

ECは、基準案につき利害関係者と協議を重ねることで、採択前に基準の内容について幅広いコンセンサスが得られ、関連するEUの法律や政策との整合性が確保されるとしている。ECは、最終的なスケジュールは、欧州議会と欧州理事会の交渉の進捗状況に依存するとしているが、2022年6月15日までに、EFRAGが最初の基準案をECに提出することを目標とし、2022年前半に合意に達した場合、新しいサステナビリティ報告基準を2022年10月31日までに採択し、2022年12月1日までにEU加盟国の国内法制化を経て、2023年1月1日以後に開始する事業年度から改正案を適用することになるとしている。その場合、企業は、2024年に初めて当該基準によるサステナビリティ報告（対象事業年度は2023年）を公表することになる。

IV おわりに

ECが公表したスケジュールによれば、EFRAGは今後約1年で最初のサステナビリティ報告基準を完成させることを目指している。EFRAGがこれまで公表した基準の方向性によれば、基準は段階的に作成され、最初の基準は、概念フレームワークや一部の企業がすでに開示している既存のサステナビリティに関する開示から大きく乖離したものにはなりにくいことが考えられる。ただし、今後2021年末までに法制化される予定であるESAPに対応したデジタルタクソノミーを踏まえ、どこまで詳細な開示が最終的に要求されるのか、注目される。

一方、33頁にて概説したように、IFRS財団は4月30日に、サステナビリティ報告基準を開発することを目的とする定款改正のための公開草案を公表しており、スケジュールどおりであれば、11月末までにサステナビリティ報告基準を開発する新しい審議会の設立を公表する予定である。

サステナビリティ報告基準の方向性におけるEC及びEFRAGとの違いは、当初は投資家を中心とした利害関係者のニーズに沿った基準開発を行い（シングル・マテリアリティ）、気候変動に関連する基準を優先的に開発する点である。また監査（第三者保証）についても、サステナビリティに関する情報は、究極的には財務諸表の保証の枠組みと同様になることが望ましいが、ある程度時間を要するとしている。

今回のEUの提案を受け、IFRS財団が戦略的方向性を大きく変更することは想定しにくいものの、注視していく必要がある。